一般財団法人 宮城県建築住宅センター

# 『計画通知』に関する業務の開始について

令和6年11月1日に改正建築基準法が施行され、改正により建築基準法第18条で定める 国、都道府県または建築主事を置く市町村の建築物(いわゆる『計画通知』の対象建築物)に 対する審査・検査等が指定確認検査機関でも実施することが可能となりました。

この改正を受けて、当センターでは『計画通知』に関する業務を開始するための確認検査業務規程の改訂を行い、**令和7年2月1日**より『計画通知』物件の取扱いを開始いたしますのでご案内申し上げます。

#### 

## ≪改正法施行後≫

### ※留意事項

- 『計画通知』に関する手続きについては、建築確認・検査と概ね同様となります。なお、 様式の一部が異なりますので、当センターHPを確認のうえご利用ください。
- 『計画通知』関連の手数料については、確認検査業務手数料規程の各申請手数料を準用します。

#### 【お問い合わせ】

令和7年度改正法の施行に向けた 建築基準法・建築物省エネ法の関連情報 ※ 令和7年(2025年)4月から建築確認の手続き等が変わります





事業管理課 TEL 022-262-1541

建築確認検査課 TEL 022-262-0401

県北事務所 TEL 0229-29-9177

https://www.mkj.or.jp/legal-reform-r7